

議 事 日 程 第 7 号

平成26年3月24日（月）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第 1 議第 2 号 米沢市職員定数条例の一部改正について

日程第 2 議第 27 号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

（民生常任委員長報告）

日程第 3 議第 3 号 米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第 4 陳情第 1 号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対すること
について

（産業建設常任委員長報告）

日程第 5 議第 4 号 米沢市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

日程第 6 議第 28 号 米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更について

日程第 7 請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出方請願

日程第 8 請願第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出方請願

（予算特別委員長報告）

日程第 9 議第 12 号 平成26年度米沢市一般会計予算

日程第 10 議第 13 号 平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第 11 議第 14 号 平成26年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算

日程第 12 議第 15 号 平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算

日程第 13 議第 16 号 平成26年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算

日程第 14 議第 17 号 平成26年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算

日程第 15 議第 18 号 平成26年度米沢市下水道事業費特別会計予算

日程第 16 議第 19 号 平成26年度米沢市農業集落排水事業費特別会計予算

日程第 17 議第 20 号 平成26年度米沢市物品調達費特別会計予算

日程第 18 議第 21 号 平成26年度米沢市南原財産区費特別会計予算

日程第 19 議第 22 号 平成26年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算

日程第 20 議第 23 号 平成26年度米沢市水道事業会計予算

日程第 2 1 議第 2 4 号 平成 2 6 年度米沢市立病院事業会計予算

日程第 2 2 議第 2 9 号 平成 2 5 年度米沢市一般会計補正予算（第 9 号）

（悪臭問題特別委員長報告）

日程第 2 3 悪臭問題特別委員会の報告

日程第 2 4 発議第 1 号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行することに反対する意見書の提出について

日程第 2 5 発議第 2 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程第 7 号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24 名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐	子	議員	6 番	山	村	明	議員	
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋	壽	議員		
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	10 番	佐	藤	忠	次	議員
11 番	遠	藤	正	人	議員	12 番	堤	郁	雄	議員		
13 番	工	藤	正	雄	議員	14 番	齋	藤	千	恵	子	議員
15 番	島	軒	純	一	議員	16 番	海	老	名	悟	議員	
17 番	渋	間	佳	寿	美	議員	18 番	相	田	光	照	議員
19 番	中	村	圭	介	議員	20 番	小	島	卓	二	議員	
21 番	佐	藤	髯	議員	22 番	高	橋	義	和	議員		

23番 小久保 広 信 議員

24番 我 妻 徳 雄 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
病院事業管理者	芦 川 紘 一	市 立 病 院 長	加 藤 智 幸
教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機	教 育 長	原 邦 雄
教育管理部長	神 田 仁	教育指導部長	土 屋 宏
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 寿 一
選挙管理委員会委員 長	小 林 栄	選挙管理委員会事 務 局 長	生 田 英 紀
代表監査委員	大 澤 悦 範	監 査 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 誠 司

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前１０時０１分 開議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第7号により進めます。

.....

日程第1 議第2号米沢市職員定数条例の 一部改正について外1件

○島軒純一議長 日程第1、議第2号米沢市職員定数条例の一部改正について及び日程第2、議第27号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名 悟議員。

〔総務文教常任委員長 16番海老名 悟議員登壇〕

○16番(海老名 悟議員) 御報告申し上げます。

去る2月28日及び3月14日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、5日及び14日に委員会室において、全委員出席のもと、開会いたしました。なお、5日の議第2号の審査においては教育長、関係部課長に、14日の議第27号の審査においては市長、関係部課長に出席を求めました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第2号米沢市職員定数条例の一部改正についてであります。本案は病院の診療体制の充実を図るため病院企業事務局の職員定数を改正し、看護師等の補充をしようとするものであります。

本案に対し、委員から、職員定数の職種ごとの枠はあるのかとの質疑があり、当局から、職種ごとの枠はないが、医師については常勤医が不在の科や一人科長の部分についておおむね10名、看護師については夜勤回数の負担軽減などを考慮しておおむね20名の合計30名の枠を確保しようとするものであるとの答弁がありました。

また、委員から、職員定数をふやす理由について質疑があり、当局から、当該条例上、育児休業をしている職員は定数外の職員とすることとなっているが、復帰を前提として運用しなければならないことから、育児休業をしている職員を含む職員数415名に対して現在の定数上限では426名となっており、採用枠が不足すること、さらに年度途中で医師の派遣があった場合に対応できるよう職員定数をふやそうとするものであるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、医師不足が続いているが現在派遣を依頼している3大学に加え、西日本に偏在している医師から確保するなど新たな方策は考えていないかとの質疑があり、当局から、大学の医局からの医師派遣は一定程度の関係性がないと難しいことから、他大学の医局に依頼した実績はあるが医師確保にまで至っていない、また医師人材派遣業者による派遣は定着率がよくないことから利用しない方針とし、医局の関係の中で派遣してもらうべく病院長が大学を回って依頼しているが、4月から新たに医師をふやせるめどは立っていないのが実情であるとの答弁がありました。

また、委員から、定数枠を引き上げるに当たり、より一層、医師、看護師をふやす努力をすべきではないかとしてただされ、当局から、看護師の確保については、病院独自の奨学資金貸し付けを行うことで、かつてよりはめどがつきつつある。一方、医師の確保については、医学部の定員が最低の時期よりも1,000名以上増加し、また県内勤務を条件とした医学部生に対する山形県医師修学

資金貸与制度が実施されており、さらには山形大学医学部の県内出身者を対象とした地域枠が平成27年度入試から開始されることから、山形大学から研修医の派遣を受けている当病院としては、ふえた医学部生が卒業した後は一定程度期待できると考えており、今後ともあらゆるつてをたどって医師確保に努めてまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、看護師不足による厳しい勤務の現状があると聞いているが、10対1看護による看護師の勤務の現状はどうか、また20名の増員で勤務環境が改善できるのかとしてただされ、当局から、勤務の現状については、34名の産休、育休、病休者がおり厳しい状況ではあるが、10対1看護及び看護師の基準内の勤務時間数については今後も守ってまいりたい、また勤務環境の改善については、現在、基準上限9回の夜勤をしている看護師が41%となっているが、20名の増員で達成可能と見込んでいる8回を目標に、職員を採用して夜勤の軽減を図ってまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、委員から、看護師の予定外退職者の現状について、また定年まで勤務し続けることができる環境を整備すべきではないかとして質疑があり、当局から、この3年間で看護補助者、夜勤ヘルパー、医療クラークなどの臨時職員を35名程度ふやし看護師の負担軽減を図ったことから、平成25年度の中途退職者10名のうち50歳以上の勤務環境を理由とする退職者は若干名と減少し、結婚や地元への帰省を理由とした退職者が大部分を占めている、また短時間勤務や2交代制など多様な勤務形態の導入についても今後の検討課題と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、病院事業会計は財政的に非常に厳しい状況にあるが、定員増によりどの程度の影響があると見込んでいるか、また他の自治体病院等でも定員をふやしているのかとの質疑があり、当局から、医師は人件費以上の収入が確保

できることから、医師を除く人件費の増加額として平成25年度から2億2,000万円程度見込んでおり、経営努力を続けていけば、ある程度吸収できると考えている、また他の自治体病院等の定員増については、鶴岡市が90名、山形市が40名程度増加しているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、医師確保という課題があることを市全体に周知し、情報を広げ、解決に向けて議論を深めていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、質の高い医療の提供には医師、看護師の確保が不可欠であることから、病院だけではなく全庁的な課題として検討いただきたいとの要望がありました。

そのほか、4月以降の医師、看護師の不足数について、外国人看護師の採用方針について、市立病院勤務を条件とした医学部に進学する市内の高校生への助成についてなど、種々質疑がありました。

本案については、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は、新文化複合施設の建設に当たり、たび重なる工事費の増額や完成のおくれが見込まれることについて、市民に御迷惑をおかけしている責任から、市長にあっては給料の50%を、副市長にあっては給料の30%を4月分の給与から減額しようとするものであります。

本案に対し、委員から、市長が減給するに至った理由について質疑があり、市長から、議会に対する報告がおくれたこと、工期の延長により施設を待ち望んでいる市民に御心配をおかけしていること、たび重なる工事費の増額があったことなど、一連のことに対して市長としての責任を目に見える形で明らかにするために減給をしようとするものであるとの答弁がありました。

また、委員から、議案の概要説明の際に減給の理由の一つとして「指示」という文言があったが、どのような指示かとの質疑があり、当局から、新文化複合施設の新設建築工事に係る試掘等の追加工事について、施工業者に対する不適切な指示ということで申し上げたものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、地中残存物の試掘については市長からの指示があったのではないかとただされ、市長から、指示を誰がしようとしまいと最終的な責任は全て市長が負うものという認識から減給をするものであるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、今回の一連のことに関する全責任は市長にあるという認識でよろしいかとただされ、市長から、全責任は市長にあり、負うべき責任の一部を部下に預けるようなことは全くないとの答弁がありました。

そのほか、委員から、減給の理由の一つにたび重なる工事費の増額とあるが、増額の中には避難所にするために耐震強度を上げる経費や外壁に地産木材を使用するための経費も含まれており、必要なことと認識している、また東日本大震災の復興需要の影響による人件費や資材等の高騰による増額についてもやむを得ないことである、こうした正しい情報を市民に伝えていく努力が必要と思うかどうかとの質疑があり、当局から、そのような情報も掲載しながら広報で周知してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、施工業者に対する不適切な指示があったことについては違法ではないという認識でよいかとただされ、当局から、その段階では違法ではないとの答弁がありました。

また、委員から、違法な行為やサボタージュがあったわけでもないのに減給する必要はないのではないかとただされ、市長から、この事態に対して市長として大変申しわけなく思っていることを具体的な形で示したいということから政治的な判断として行っているので御理解いただき

たいとの答弁がありました。

そのほか、委員から、今回の経過については市民への説明責任があると思うが、今後も市民への説明を続けていく考えはあるかとの質疑があり、市長から、広報で説明をしたいと考えていること、またこの施設が市にとっていかに重要であるか御理解いただけるような催しなど、さまざまなことをやっていく努力をしたいとの答弁がありました。

また、委員から、首長の減給については、複数月の減給という自治体が目につくが、どのように考えて1カ月の減給としたのかとただされ、市長から、市長の減給には基準があるわけではなく、他自治体の例に倣うものでもないことから、独自に総合的に勘案して決めた政治的判断であるとの答弁がありました。

さらに、副市長も減給しようとする経緯について質疑があり、市長から、副市長から減給の申し出があり、その申し出を受けるかどうか、またその内容をどうするかについてさまざまなことを勘案して、総合的に判断したものであるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、今回の件に関する広報への掲載については、これまでの増額等の経緯、市民へのおわびと責任をとることだけでなく、前向きな観点からの内容が必要だと思うが、さらに中心市街地活性化に貢献できる施設としての新文化複合施設の紹介など中心市街地活性化を目指した内容のシリーズを数回にわたって掲載してはどうかとして質疑があり、市長から、御意見としてお聞きし、検討させていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、一般職の職員への処分があった場合は、将来にわたり履歴に残り、さまざまなものに影響を与えることになるが、どのように考えているかとただされ、市長から、市長の責任の一部を職員に負わせるつもりはない、また職員への何らかの対応は必要と考えているが、客観的で

公平な立場から行われるものであり、職員が不当に処分されたり不利な扱いを受けたりすべきではないという普遍的な考えに基づいて行いたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、職員は市長を支えようと一生懸命やってきた結果がこのような形になったもので、職員が意欲をなくすような対応は本市の将来にわたり影響を与えることになると思うので、十分考えて対応していただきたいとの要望がありました。

また、2月臨時会後の市民等による署名活動の文面から、議会が一方的に反対したとか議会と行政がうまくいっていないと誤解して捉えられている市民が多いことがうかがえ、議会側として懸念している、広報には事実関係を正確に、さらに行政のトップとして全体的な責任をとり、前に進んでいくという市長の決意を込めた内容を掲載していただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、当局は違法な行為をしていないことから、工期がおくれたことの説明責任を果たせば市長が減給する必要はないとして反対とする意見、また変更前の建設地で最初の議案が提出されてから2年がたってもまだ基礎工事の着工にも至っていないことは異常事態であり、この程度では市民が納得できないとして反対とする意見がありました。

一方、工事のおくれや工事費の増額に対して市長が政治判断で責任をとり、前に進めるという決意をしたものであることから賛成とする意見、また工事費の増額補正が提案されるまでの一連の管理責任として市長が判断した結果は重いものだとして受けとめ、市民に対して責任をとって前に進めたいという決意をあらわす意味でも大事なことであり賛成とする意見がありました。

本案については意見が分かれたので起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の

経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第27号に対し11番遠藤正人議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕

○11番（遠藤正人議員） 自民クラブの遠藤正人です。このたびの議第27号米沢市特別職の給与に関する条例の一部改正についてに反対の討論をいたします。

このたび新文化複合施設建設に当たり、2月にその補正予算を否決された後、議会とのやりとりをする中で、安部市長は御自身の報酬の削減について政治的判断の中で御決断をされたようですが、安部市長はマニフェストを掲げられて市長選を戦い、そして勝ち抜いたのですから、その実行のプロセスの中の一事象とすれば、御自身そして部下の特別職の報酬削減は必要なしと私は考えます。

なぜなら、このたびの新文化複合施設の建設に当たり、当初のポポロビル跡地に建設ができなくなったことの発端からこのたびの基礎部分の補強工事までの一連の過程を冷静に検証し、その中で当局の判断で何がうまくなかったのかを組織のリーダーとして考え、再発防止策に取り入れることが市長の役目であると思うのです。これから米沢市が市民の皆様のために行政運営する上での総合的な再発防止策を講じればいいのであります。

しかしながら、現時点での再発防止策は、このたびのような地下埋設物が出てこないように法律上の手続の対策に終始していますが、そうではなく、行政としての米沢市が組織としてのミスをおこなわないような再発防止策が必要なわけであり、つまり、米沢市のリーダーが何をなすべき

かであります。

「組織を憎んで人を憎まず」という言葉がありますが、まずは米沢市という組織が市民のために機能しているのか、そこが問題なのであります。役所という組織は、首長の任期が長くなれば、その首長の意思に沿うような提案を役人が出し、市民、国民が主役であることを忘れがちになるのであります。

最近、アメリカ駐日大使のキャロライン・ケネディさんがいつ来県されるのが話題であります。そのアメリカでは、なぜ大統領の任期が2期8年なのでしょう。釈迦に説法となりますからこれ以上このたびは話をいたしません、つまり行政組織が市民のためにちゃんと機能するかが問題なのです。そこに注目した再発防止策なら結構だと思います。

さて、安部市長は、前市長が4期目の選挙時に対立候補として立候補されました。すなわち、安部市長御自身は首長の長期任期に反対のお考えであると市民の皆さんは、今は口にはなされないでしょうが、そう思っておられるでしょうし、また安部市長は立派な人として、そのお約束を果たされると期待されているわけであります。ですから、このたびの3期目の任期中のことは、報酬削減のようなことをされるのではなく、組織の立て直しを含めた再発防止策を示せばいいのであります。

「治にいて乱を忘れず」という言葉があります。とにかく、人間というものは、10年平和や安泰が続くと治にいて乱を忘れるという傾きになります。言いかえますと、非常に内部に脆弱性というものが出てきます。ですから、組織に緊張感を与えるためにも、首長の多選禁止の条例のようなものを出して組織に緊張感を持たせるような策を講じればよい再発防止策になるのであります。

以上、雑駁ではありますが、安部市長に残りの任期を全力で仕事をしていただくことに期待いたしまして、このたびの一連のことに関し報酬を

わずかに削減して終わりにするようなやり方に反対の意見を申し上げて、討論を終わります。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第27号を除く議第2号の議案1件について、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第2号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第27号について、起立により採決いたします。

議第27号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第27号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第27号は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第3 議第3号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について外1件

○島軒純一議長 次に、日程第3、議第3号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について及び日程第4、陳情第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対することについての議案1件、陳情1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る2月28日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案1件、陳情1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、6日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、病院事業管理者、関係部課長、また陳情審査においては陳情者に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第3号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、市立病院事業会計におけるみなし償却制度に係る資本剰余金の取り崩しについて規定の整備を図るものです。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対することについてであります。本陳情は、社会保障審議会介護保険部会に、要支援者を介護保険制度の給付対象から外し市町村事業へ委ねるとの政府案が提案され、予防給付のうち市町村に移すのは訪問介護、通所介護のみとなったものの、要支援外しの本質は変わっていないこと、また一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げるとの改正も含まれており、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であることから、制度改正に反対する意見書を国に提出していただきたいとするものです。

審査に当たっては、議会基本条例により陳情者にも出席を求め、審査に先立ち、陳情の趣旨について意見をお聞きし、審査に入りました。

委員から、応能負担という考え方から一定以上の所得がある方に関しては利用料引き上げはやむを得ないのではないかと質疑があり、陳情者から、介護保険そのものは、全ての人に対して平

等、公平に受ける権利があるとされており、貯蓄や収入で区別をするのはどうかという思いがあるとの答弁がありました。

また、委員から、2割に引き上げた場合、利用が抑制されることで要介護度の重度化が進み、逆に保険財政の負担を増大させるとされているがどうかとの質疑があり、陳情者から、一定以上の所得の額についてはもう少し高いところで設定すれば負担に感じる人は少ないのではないかと、ケアプランに沿った正しい利用が抑制されることで、その効果が低下し、重度化が進んでしまうのではないかと答弁がありました。

さらに、委員から、国会に医療と福祉、介護と一緒にした「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が出されており、医療と認知症は密接にかかわりがあると思うがどうかとの質疑があり、陳情者からは、医療面での審議も大切だと思うが、一括で行うことで財源ばかりが大きく取り上げられてしまう、細部にわたる介護保険制度の中でも認知症の部分が大きいと思っているが、その点についての議論が深まらなくなることによって不安を感じており、介護保険制度の審議にきちんと立ち戻っていただきたいと思うとの答弁がありました。

次に、委員から、当局に対して、仮に市町村に移管された場合の受け皿として事業が成り立っていくのか、また施設整備が必要となった場合、保険料の引き上げが懸念されるが、どう認識しているかとただされ、当局から、明確な国の方針が出ていないのでガイドラインを見ながら社会資本の整備を検討してまいりたいが、保険料については現段階ではわからないとの答弁がありました。

さらに、2割負担になった場合に利用抑制などの影響が出るのかとただされ、当局から、必要なサービスについては現在もケアマネジャーと本人、家族との話し合いをもとにケアプランを作成

しており、2割負担についても、現行では高額介護サービス費等の助成があり、そこで若干の負担軽減ができるのではないかと答弁がありました。

次に、委員間討議では、今回の陳情については、要支援者への予防給付を市町村事業にすること及び一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げることの2つの点について反対する意見書を提出していただきたいという陳情になっていることから、この2つの項目についてどのように考えるか討議を行いました。

委員から、要支援者への予防給付を市町村事業に移行することについては、今の受け皿で事業を実施できるか大きな不安がある、ただしある程度の所得がある方に応能負担していただくことは財政面からは必要ではないかと思うとの発言がありました。

また、別の委員から、本陳情では制度を現状維持とするようにも捉えられるが、社会的資源を有効活用する将来的な考え、例えば地域見守り隊の活用等の見通しが無いまま反対する意見書を提出するのはどうなのかとの発言がありました。

そのほか、各委員から、制度の改正が利用抑制につながり、重度化することになれば、制度の改善につながらないという発言、制度が破綻しないようにしなければならないが、利用抑制につながらないよう利用料の引き上げの基準となる所得の額に関しては慎重に検討すべきとの発言、制度変更で介護保険制度が使いにくくなり、現在の利用者が困ることのないように深い議論をするべきという趣旨は陳情者も委員も同じ考えなのではないのかなど、種々発言がありました。

次に、意見として、委員から、委員間討議では介護保険の予防給付のうち一部を市町村事業へ移行することについては採択し、反対する意見書を提出すべきとの発言が多かった。これに対して、一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げることについては、現在の利用者の抑制につ

ながらないということが大前提だと思いつつも、制度の有効性を失わないために利用料の引き上げはやむを得ないので、反対する意見書の提出に賛同できないという発言があり、採択、不採択に分かれていた。しかしながら、請願者、陳情者の趣旨を酌み取り、地域の実情として関係機関に意見書を提出することは議会として重要な事柄であることから、一致している部分を一部採択とするのがよいのではないかと意見がありました。

採択に当たっては、要支援者を介護保険の給付対象から外し市町村の支援事業に委ねることに反対するという陳情内容の一部を採択するとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、全会一致で一部採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、一部採択となりました陳情第1号を除く議第3号の議案1件について、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第3号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は、全会一致で一部採択であります。

お諮りいたします。

陳情第1号について、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

.....

され、当局から、オールケーシング工法の費用の中に埋め戻した場所の表面部分を固める工種も含まれており、工法的に地盤が沈まないように施工できると考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、市当局は当初、新文化複合施設の建設地の問題で民間所有の物件に見切り発車で建設をしようとした結果、二千数百万円の血税を無駄にし、今回は地中残存物の有無の調査不足や業者への不適切な指示等があった、また新文化複合施設の建設には当初から反対してきたことから、この議案にも反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願2件について御報告申し上げます。

請願2件の審査に当たっては、議会基本条例により請願者の意見を聞く機会を設けるものとされていることから請願者にも出席を求め、審査に先立ち請願の趣旨について意見をお聞きし、審査に入ったことを申し添えます。

初めに、請願第1号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出方請願についてであります。本請願は、平成24年3月の地方税法改正附則で、平成27年3月31日を期限と規定された、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油の軽油引取税を免税する、いわゆる免税軽油制度について、この制度の継続を求める意見書を政府に対し提出していただきたいとするものであります。

本請願に対し、委員から、この制度が廃止されることは本市の基幹産業などに大きく影響を与えるものであると危惧し、さらに行政においても一部絡むものがあると考えている、行政で使用する軽油についても、この制度の対象に含まれるとの認識でよいかとの質疑があり、紹介議員から、この制度は民間だけではなく地方公共団体も対象であり、必然的に影響が出るものであるとの答弁がありました。

本請願については、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出方請願についてであります。本請願は、政府内に設置された一部の会議体において、解雇の金銭解決制度の導入や限定正社員の普及、労働者派遣法などの見直しといった労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされており、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、この議論には政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えることから、労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書を政府に対し提出していただきたいとするものであります。

本請願に対し、委員から、請願の趣旨に政府内に設置された「一部の会議体」との文言があるが、これは何を指しているのかと質疑があり、請願者から、産業競争力会議、規制改革会議と認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、請願の趣旨はわかるが、どのような経緯、経過でこのような法改正の議論になっているのかとただされ、紹介議員から、国の議論では経緯、経過がなかなか見えない部分があるが、会議の情報を見る限り、労働者にとってさらに劣悪な労働環境になっているのではないかと認識のもとで請願させていただいているとの答弁がありました。

さらに、委員から、請願の趣旨に雇用、労働政策は労働政策審議会において議論すべきとあるが、実際は平成24年3月の改正労働者派遣法の附帯決議に基づいて労働政策審議会の労働力需給制度部会の中で既に議論が重ねられているところである、正社員がふえることは本当に望ましいが、一方では多様な働き方を望む方もいる、請願の趣旨からは「全て正社員にせよ」とも受けとめられるが、多様な働き方を望む方などへの対応をどのように考えているのかとの質疑があり、請願者から、限定正社員制度の問題と捉えており、現在も多くの企業で導入されているが、制度そのものを全て否定するものではなく、今回の請願の意

味合いでは、正社員を解雇しやすくするようなルールの見直しとセットで議論されているところが望ましくない点であり、全て正社員でなければならないとの認識ではないとの答弁がありました。

また、委員から、解雇の金銭解決制度の政府の見解は、「労使のトラブルで裁判になった場合などにおいて、その解決手段として相応の対価を払って解決する選択肢も労働者の思いとしてあってもよいのではないかと、働く側に配慮した環境整備をすることが経済全体でのウィン・ウィンの関係になっていくものではないか」とするものであり、拡大解釈したような請願ではないかと思うがどうかとただされ、請願者から、現時点でも裁判での和解による金銭解決があることから新たに制度を導入する必要はないと考えており、むしろ制度を導入した場合に、金銭さえ払えば自由に解雇ができるとの風潮が広まるデメリットを心配しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、請願の趣旨の中で反対とされている労働者派遣法の改正案に係る部分については、派遣労働者に任せることができる専門の業務26種類を全ての業務に拡大されること、また同一の派遣労働者が同一の職場で働くことができる期間の上限を原則3年とすることで正社員の道を広げようとするものであり、しかるべき改正であると考えことから不採択とすべきとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第28号に対し7番鈴木章郎議員から討論の通告がありますので、

発言を許可します。7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕

○7番（鈴木章郎議員） 議第28号に反対する立場で討論いたします。

私は、安部市長のもとで推進されようとしている図書館建設計画については、一貫して反対してまいりました。

安部市長は、借地借家法におけるたな子と大家の関係もわからず、民間所有の物件に勝手に図書館建設の青写真を描き、市民や議会に立ち退き交渉があることを隠蔽し、地質調査、基本設計を進め、その結果、2,000万円もの血税を無駄にしていまいりました。

さらに、当初の建設地への計画が頓挫するや否や、今度は隣接地に、市民がイベント用として年間16万人が利用し、まちのにぎわいに貢献し、また広場の廃止に存続を願う市民8,000名の署名があつたにもかかわらず、まちの広場を解体してまで強引に建設を進めるという暴挙に出ました。

また、議会や住民に対し、これ以上事業費の増額はございませんと言いながら、4度も増額を押し通し、このたびの新文化複合施設新設建築工事に係る試掘等では、施工業者に対する不適切な指示や議会への報告のおくれ等が問題になったが、広場は以前大型商業施設が建っていた場所で、建設地に障害物があることは、市が土地の購入時に地下埋設物等が存在することを覚書で確認しているはず。

また、中部地区の説明会のときにも、まちの広場の地下埋設物の指摘を受けていたにもかかわらず、安部市長並びに当局の十分な事前調査なしの「だろー」事業がもたらした工事費増であります。

このなりふり構わぬ建設ありきの結果、当初の計画において示された16億円の建設費予算が今では30億円になろうとし、今後、工期のおくれによる工事費、消費税課税の問題、労務費単価等、事業費の上乗せが懸念されます。およそ2倍に膨

れ上がった建設費の増額分は、ひとえに社会通念と経営感覚が欠如した稚拙な判断を下し続けた安部市長にあると断言できます。このことは、地方公共団体は、その事務を処理するに当たり、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとする地方自治法第2条第14項に明らかに違反していると言わざるを得ません。

安部市長は平成24年にずさんな計画の責任をとり減給処分をした際に、最終的にはこの事業が成功したか失敗したかの判断は中心市街地の活性化を果たしたかどうかだと述べておられるが、誰がどうイメージしても、あの場所に図書館を建設した程度で活気が生まれ、地域が活性化するとは考えられません。

住民の生命を守り、「入るを量りて出るを制す」という首長に求められる基本的姿勢をおろそかにして、生産性がない箱物整備に邁進するあなたの市政運営には、危機感と不信感を覚えます。

安部市長は、平成24年9月定例会において、善良な市民の血税を2,000万円以上損失させた責任をとり、給料の20%、18万円を1カ月分減額しただけで幕引きを図りました。そして、今回も追加工事費増の責任をとって、このたびも給料の50%、1カ月分減額処分です幕引きを図ろうとしています。みずから減給を科すとするという行為は、市長は政治的判断で減給と言われているが、この事業そのものが規則やルールに反する行為であることを認めているということにはかなりません。まして、一つの事業で1度ならず2度も。今の安部市長には血税を預かる最高責任者としての威厳や信頼を全く感じるできません。

歴史に「もし」はありませんが、議会も最初の計画変更を迫られたときに英断をもって計画の白紙撤回を決断していたならば、傷口は最小で済んでいたはずで、今回もこのまま議会が追認してしまえば、建設費で28億円、完成後の維持管理費が1億8,000万円、さらに中心市街地活性化事業と称し、当初の建設地の購入費、公園整備費、

億単位の莫大な血税が投入されてしまうことを食いとめる機会を失ってしまうことでしょう。

これから中心市街地活性化事業の美名のもとに数十億円単位で投入される税金の無駄遣いを見直そうではありませんか。市民の血税をこれ以上無駄にしないためにも、議員各位の御賛同をお願い申し上げて、議第28号に対する反対討論といたします。

○島軒純一議長 以上で討論を集結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました議第28号及び請願第2号を除く議第4号及び請願第1号の議案1件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第4号及び請願第1号の議案1件、請願1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第28号及び請願第2号について採決いたします。

初めに、議第28号について、起立により採決いたします。

議第28号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第28号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第28号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第2号について、起立により採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第2号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、請願第2号は、不採択と決まりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

日程第9 議第12号平成26年度米沢市
一般会計予算外13件

○島軒純一議長 日程第9、議第12号平成26年度米沢市一般会計予算から日程第22、議第29号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第9号）までの議案14件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

本日は、去る2月28日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第12号平成26年度米沢市一般会計予算から議第24号平成26年度米沢市立病院事業会計予算までの平成26年度当初予算13件、並びに3月14日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第29号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第9号）の補正予算1件、合わせて14件について御報告申し上げます。

ます。

当委員会は、議会日程に従い、10日から14日までの5日間にわたり委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め市立病院事業管理者、教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、平成26年度当初予算13件を一括議題とし、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、企画調整部長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、行政事務共同処理（電算処理）分担金として一般会計、特別会計含め3億5,200万円計上されているが、職員増を図り、独自システムで行ったほうが経費削減につながるのではないかとして質疑がありました。

また、歳入における市税収入の伸びを2.5%とした理由について、また歳出について、除雪費は例年7億円ほど支出されていることから、5億5,000万円では少ないのではないかとしていただきました。

さらに、国の補正予算について、事業前倒しの予算が組まれているが、水路や道路の整備のほか経済対策を含めた消費税増税後の環境整備にも予算を投じていく考えはないのかとして質疑がありました。

このほか、ウインドウズXPの更新プログラムは4月9日で終わるが、パソコンの更新とともにシステムの更新も必要になるのではないか、またXPでないと作動しないシステムもあるか、その対応はどうかとしていただきました。

第2款総務費では、総務省はケーブルテレビにおけるデジアナ変換及び地デジ難視対策衛星放

送を平成27年3月で終了するとしているが、その後の地デジ難視対策をどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、ひとり暮らしの方など要援護者につき合いのある方を把握し、そのつながり等をマップに記入する「支え合いマップ」は、要援護者と連絡をとり合うこと等に役立つものであり、ひきこもりの解消にも大変効果があることから、これを研究してはどうかとしていただきました。

さらに、平成22年度に実施した市民意向調査については、20歳以上の3,000人を対象として行われたが、40.87%の回答率であり、市民の意向が正確に反映されているか不安である、回答率を5割以上とする取り組みが必要であり、また調査対象をふやすことも検討し、適切に市民の意向を把握すべきであるがどうかとして質疑がありました。

このほか、今年度、LED公衆街路灯設置費補助金の交付申請を先着順としたことから、受け付けの段階で混乱が生じた。ニーズの高い事業であることから、混乱を避けるため、当初から抽せんとしたほうがいいのではないかとしていただきました。

また、まちの活性化を図るためには人口をふやすことが重要であることから、県外に就学した方が卒業後にどのくらい米沢に帰ってきているか、また米沢に戻るに当たっての条件等を調べる必要があるがどうかとして質疑がありました。

さらに、新たに設置する電気自動車充電施設の設置場所についてただされるとともに、災害時の電源として電気自動車を使う取り組みがあるが、この点からも、さらに公用車として電気自動車を採用する必要があるのではないかとしていただきました。

このほか、市はポポロビルと覚書を交わしており、その内容は、ポポロビルからテナント会社が撤退した場合、市はポポロビル跡地を購入し、交

流広場を整備するとのことであるが、西條天満公園も整備されていることから、町なかに2カ所の公園は要らないのではないかとして質疑がありました。

また、米沢栄養大学の開学に当たって、市では管理栄養士の活用について検討するとの答弁があったが、検討は進んでいるかとしていただきました。

さらに、若者の投票率の低下は非常に大きな問題であるが、投票率の向上に向け、その考え方、新年度の取り組みについて質疑がありました。

このほか、若者移住促進事業奨励金について、UIJターンを含めた県外、市外の方の移住の効果はどの程度あったのか、また商品券での補助については商店街の活性化につながるの比率を上げていいのではないかとして質疑がありました。

また、2月1日の広報に寒中野菜の記事が載ったが、NCV、NHKでも取り上げられ、それに伴い需要も拡大した。このことを踏まえて、米沢の新しい魅力をどんどん発見し、それを発信してほしいと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、姉妹都市であるブラジルのタウバテ市とはなかなか交流ができず、形だけになっているところがあると聞いている、今後タウバテ市との交流はどのように考えているのかとして質疑がありました。

このほか、平和都市宣言事業として中学生を広島、長崎、沖縄に派遣しているが、高校生や小学生の高学年まで広げて派遣することは検討されたか、また沖縄市との市民交流について、市民訪問団の選考基準は決定しているかとしていただきました。

また、市立病院の建設は、総合政策課等もかわり、まちづくりの視点で捉えるべきであり、また広く市民を交えて議論の場をつくることを心がけてもらいたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、循環路線バス停留所の除雪については、住民協力を求めるだけでなく、歩道の除雪にもかかわる場所であることから土木課と連携し対応すべきと考えるがどうかとしていただきました。

このほか、県立米沢栄養大学が開学するが、県立米沢女子短期大学と山形大学工学部とともにコンソーシアムを立ち上げ、3つの大学を結びつけることが必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

また、国際交流協会に対し、山形デスティネーションキャンペーンの期間において外国人観光客への通訳等をお願いする考えはないかとしていただきました。

さらに、男女共同参画事業について、男性職員の育児休業の取得率向上や女性職員の役職登用等に向け積極的に取り組んでいただきたいがどうかとして質疑がありました。

第3款民生費では、市は、これまで小学3年生までの通院の医療費を無料としていたものを来年度から6年生まで対象を広げる方針であるが、県が小学3年生まで無料としたことから、中学3年生まで無料にすることを検討してはどうかとして質疑がありました。

また、発達障がいや早期発見が重要であり、発達障がいかどうかを調べる時期については小学校入学の直前がいいと言われている、全幼児対象の5歳児健診を行うべきと考えるがどうか、また現在行われている5歳児の発達相談として実施する場合においても、チェックリストを全保護者に配布すべきと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、民生委員から市に対して個人情報の提供について要望があると思うが、その後の対応はどうなっているかとして質疑があり、さらに、今後も定期的な話し合いを進め、市当局も個人情報保護法について理解を深め対応していただきたいとして要望がありました。

このほか、生活保護申請の受け付けに際しさま

ざまな相談に乗らなければならないが、お金がない方の申請であれば、食べ物に困っていないか等、適正なアドバイスをするのが福祉事務所の仕事であると考えているがどうかとして質疑がありました。

また、特別養護老人ホームの待機者は平成25年9月時点において在宅で232人ということであり、非常に多い、施設をもっとふやすべきだと思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、山形市や南陽市に大きな遊具施設があり、米沢からの利用者も多いようである、利用したいと思える遊具施設を本市にも設置してはどうか、また他市では遊具の整備において宝くじからの助成を利用しているようだが、本市でも利用できないかとして質疑がありました。

また、生活困窮者の自立支援モデル事業を平成26年度に取り組むことになるが、この支援計画は国からの計画をそのまま実施するのか、本市の実情に合わせた計画で実施されるのかとして質疑がありました。

さらに、一時預かり保育の利用者が増加しているが、私立保育園の補助も市として対応してほしいがどうかとしていただきました。

このほか、老人鍼灸マッサージ等助成利用者が年々増加しているが、この制度を知らない方も多いことから周知徹底をお願いしたいとして要望がありました。

また、東日本大震災の発生後、ガソリンが調達できない時期があり、停電した地域もあった、エネルギーが見直されているところであるが、ペレットストーブ、ガス・コージェネレーション等の導入はどのように考えているかとして質疑がありました。

さらに、以前、市街地にサポートセンター「あずさ」という障がい者相談施設があったが、移転してから障がい者の方の土・日曜日の居場所がなくなり困っているとお聞きしている、障がい者交流施設を例えば新文化複合施設の一角に設ける

ことはできないかとしていただきました。

このほか、認可外保育施設から小規模保育になった場合、職員の基準として職員の半分が保育士の資格を持てばよいとなるが、現在の認可から見れば基準が引き下げになり問題だと思うがどうかとしていただされるとともに、小規模保育の面積の基準は市町村で定めることになるが、現在の認可の基準を下回らないようにしていただきたいとして要望がありました。

また、学童保育の施設借り上げ料の補助を80%から100%へ拡充したが、上限7万円となっている、これを上回っている学童保育があることから、施設借り上げ料については全額補助する必要があると思うがどうかとしていただきました。

さらに、発達障がいの施設については、医師会と相談しながら、施設の整備について県政の課題にのせていくことが大事だと考えているが、具体的な考えはあるかとして質疑がありました。

このほか、県では今冬、福祉灯油を実施することとし、助成を行う自治体に対し、その2分の1、上限100万円を補助するとしたが、市はなぜ実施しなかったのかとしていただきました。

第4款衛生費では、健診の受診率向上の施策において、予算は前年度とほぼ変わらない内容となっているが、新年度はいろいろな対策を講じながら新規事業を実施するとのことだが、具体的な計画はあるのかとして質疑がありました。

また、地下水利用と地盤沈下対策における市の考えについて質疑があり、県と足並みをそろえて取り組んでいただきたいとして要望がありました。

さらに、地球温暖化対策について、市は国や県の上位計画を踏まえながら今後の基本計画を考えていくということだが、国や県に縛られることなく、市として可能な方策を考えて取り組む必要がある、本市独自のアイデアで対応していただきたいとして要望がありました。

このほか、子宮頸がんワクチンの接種で手足が

震えたりするなど重篤な反応事例が出ていることから、国では積極的な勧奨をやめることとした、本市では当該ワクチン接種において追跡調査はしているのか、また危険度を周知した上で受けていただくことが必要であると考えるがどうかとして質疑がありました。

また、雪が解けるとペットのふんが散乱しているのが目につく、飼い主のマナーの問題もあるが、狂犬病予防接種のときに飼い主に指導すべきであり、極論だが、ペット税の研究をすべきと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、2月末にPM2.5について非常に高い数値と報道されたが、市から各小・中学校、学童保育、保育園、幼稚園等への連絡は入らなかったということであるが、なぜ連絡しなかったのかとして質疑がありました。

このほか、健康推進事業として、ラジオ体操、パークゴルフ、ヨガ等何でもいいが、一日一運動を提案するがどうかとしていただきました。

また、松川の水質の改善について、天元台に酸性水を地下に浸透させて中和させる施設があるが、稼働しているのかとして質疑がありました。

さらに、米沢市斎場は老朽化が進んでいることから、建物、火葬設備の改修及び洋式トイレの設置を検討いただきたいがどうかとしていただきました。

第5款労働費では、県外就学者が地元に戻ってきたいと希望している人は多く、また企業も欲しいと思っているのではないかと、山形市では企業見学会を実施しており、このような取り組みが県内に就職したいと希望する人においては必要であり、有効であると思うがどうかとして質疑がありました。

また、本市面積の7割が森林であることから、本市においてバイオマスを活用した発電を行い、それを本市で利用することが重要である、雇用にもつながり有効と考えるがどうかとしていただきました。

さらに、緊急雇用対策事業で行っていた雇用は平成26年度はどうなるのかとしてただされるとともに、市独自の雇用安定策を講じるべきであると考えがどうかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、先日イノシシがまちの中でつかまったが、生態は把握されているのか、畑の被害もそうだが、小学生の登校時など非常に危険で心配であり、対策をどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、来年度の田んぼアートのデザインは伊達政宗と支倉常長となっているが、市民からケネディと鷹山もよかったのではとの意見もいただいた、市民からデザインを募集することはできないかとしてただされました。

さらに、青年就農給付金事業は、これから新たに就農していく若い後継者に援助する意味では有効な援助金である、しかしながら補助終了後に単独でどれだけ続けていけるのが課題であることから、資金以外の部分での支援やアフターフォローがあるのかとしてただされるとともに、やる気のある方が軌道に乗って継続して営農ができるように市としても支援していただきたいとの要望がありました。

このほか、本市農業について、米、野菜、米沢牛に力を入れているが、水産業として米沢鯉、山間地にはイワナ、ヤマメを養殖している業者もいる、米沢鯉等、水産面の推進に対する市の認識はどうかとしてただされました。

また、悪臭問題の関係では、市内の養豚事業者1社は減産態勢に入っているが、食肉公社への影響はどうかとしてただされるとともに、事業者側が移転先を探しているが、候補地の情報提供と跡地活用に対する支援も必要であり、ペレット製造工場を現養豚場に設置することについて要望がありました。

さらに、農政改革を実施した場合、5年後に減反の補助金が廃止され所得が減ることになるが、農業者はどのように捉えているのかとしてたださ

れました。

このほか、農地集積については、農地中間管理機構において農地の貸し手、受け手を公募し、地域外希望者も公平に扱うことになるが、これまで人・農地プランで担い手に農地を集積することとして進めてきたこととそぐわないのではないかと質疑がありました。

第7款商工費では、おまつり広場の駐車場を有料にする考えのようだが、いつからするのか、発券機を置くのか人を雇って配置するのか、また出入り口の位置はどこにするのかとして質疑がありました。

また、道の駅について、建設地がピンポイントで決まってから基本設計が進んでいくとのことであるが、どの部分に市民の意見を反映させていく考えかとしてただされるとともに、運営主体を早期に決めて、運営のコンセプトを固めてから進めていただきたいとの要望がありました。

さらに、産業用地の第三者への転売を防ぐ施策として、罰則や買い戻しの規定なども盛り込むように考えているのかとして質疑がありました。

このほか、新たに日本立地センターに企業誘致業務を委託する事業について、本市専任の企業立地推進員が配属されるとのことであるが、具体的にどのようなことをしてくれるのかとしてただされました。

また、山形デスティネーションキャンペーンについては、市民がどのように認識するかだけでなく、いかに行動するかが重要であるが、どのような施策で臨むのかとして質疑がありました。

さらに、愛の商品券について、実施期間が平成23年度から平成28年度以降も継続していくとなっているが、平成26年度予算に計上されていない理由は何かとしてただされました。

このほか、山形労働局によると、県内において調査対象の79事業所のうち62の事業所に残業代不払いや長時間労働などの違法行為があったとのことであるが、ブラック企業について情報を収

集し、公表することが必要だと思うがどうかとして質疑がありました。

また、斜平山周辺については、伊達氏居城への回廊として、また愛宕神社へ抜ける道もあり、観光ルートとして重要であるが、登山道や避難小屋、トイレの整備についてはどのように考えているかとしてただされました。

さらに、高齢者に対するオレオレ詐欺はいまだに後を絶たないが、その対策として迷惑電話チェッカーの導入を検討してはどうかとして質疑がありました。

このほか、有機EL以外にも山大工学部で実用化につながる研究があると聞いているが、そういったものに対しても支援すべきではないかとしてただされました。

第8款土木費では、陸上競技場脇のサブグラウンド北側にある松川公園は相当荒れ地になっており、しっかりと整備をしていただきたいがどうかとして質疑がありました。

また、花と樹木におおわれたまちづくり事業が始まってから随分と時間がたつが、行政の役割をどのように考えているかとしてただされました。

さらに、危険箇所である太田町二丁目地内のカーブについて、市では50万円の調査費をつけて検討しているが、進捗状況はどうかとしてただされ、さらに冬期間、交通指導員が立っているが、冬期間だけでなく1年通して立っていただきたいとして要望がありました。

このほか、労務単価の引き上げが労働者の賃金に反映されているかについて、県では調査をして対応したいとしているが、市としても実態調査をし、対応する必要があると考えるがどうかとして質疑がありました。

また、八幡原の緑地公園に整備しているパークゴルフ場については、スポーツ施設でなく高齢者の健康のために整備するとのことだが、利用できるようになるのはいつごろかとしてただされました。

さらに、昨年12月に都市計画道路石垣町塩井線の南部延伸事業促進について南原地区から要望書が提出されているが、その対応はどのように考えているかとして質疑がありました。

第9款消防費では、昔ながらの網のかかった防火水槽が市内に何カ所か残っているが、金網は危険性が高いので上ぶたをかける必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

また、山形県消防防災ヘリコプターもがみについて、各自治体における負担金の計算方法と本市までの到着時間及び本市のヘリポートの箇所数についてただされました。

さらに、災害発生時においては市役所が中心になることから、災害に対応するための業務継続計画の策定を早急に進めるべきであるがどうかとして質疑がありました。

このほか、昨年の夏に南陽市で吉野川の氾濫があったが、状況を把握しているかとしてただされるとともに、災害発生時における詳細な避難等の対応マニュアルを作成すべきであるがどうかとしてただされました。

また、災害発生時への対応として、FMラジオの難聴地域には同報系無線の屋内受信機を全戸配布すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

さらに、消防団員確保について要望があるが、手当の現状と今後の考え方についてただされました。

このほか、常備消防と非常備消防の連携強化について具体的にどのような取り組みがなされているかとしてただされました。

第10款教育費では、内閣府において子ども・子育て支援新制度が策定されており、来年の4月にスタートされる予定である。この中で、幼児期の教育、保育については、公立・私立幼稚園及び保育園を問わず、地方公共団体が実施主体となり、一体的にその所管で担当することになるが、その対策はどう考えているかとして質疑がありまし

た。

また、更新される児童会館のプラネタリウムの工期やその特徴について、またプラネタリウムを利用しての研修、授業はできないかとしてただされるとともに、他市町からの研修でバス等で来られた場合の対応として、おまつり広場に駐車していただき、上杉神社の参道を歩き、児童会館まで来る動線も魅力だと思うがどうかとしていただきました。

さらに、食物アレルギー及びエピペンを持っている児童・生徒数についてただされるとともに、学校給食における除去食や代替食での対応、さらに食物アレルギーを持つ児童が仲間外れやいじめの対象にならないように他の児童への指導はされているかとして質疑がありました。

このほか、高校生を対象として行ったスマートフォンに関する県の調査において、高校生はスマートフォンへの依存がある、学習時間や睡眠時間が減った、視力が低下した、人間関係のトラブルなどの問題が起きている等の結果が出された、中学生の段階でスマートフォンの適切な使用についての指導をする必要があると思うがどうかとしていただきました。

また、発達障がい等のある子供に対しては、幼児期から小・中学校、高校にかけての一貫した支援が重要であり、発達支援センターのような施設が必要と思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、北部小学校の体育館建設については、平成27年に設計することになっているが、社会体育の拠点でもあることから、地元住民の意見を聞いていただけないかとしていただきました。

このほか、陸上競技場のサブグラウンドについて、ソフトボール場としての整備が要望されていると思うが、市としてはどのような考えかとして質疑がありました。

また、生涯学習フェスティバルはことしで20周年となるが、このフェスティバルを生涯学習の底辺が拡大する次のステップに進めるきっかけと

なるような内容としてはどうかとしていただきました。

さらに、新文化複合施設の図書館については、人と人とのつながりを創造していくことも重要と考えるが、コミュニケーションの場として具体的な検討はされているかとして質疑がありました。

このほか、本市の道德教育は高い評価を得ているが、これは先人に学ぶ教育がなされているからであり、このことを他自治体に発信してもいいのではないかと考えているがどうかとしていただきました。

また、地区コミュニティセンターは災害時の避難所になっている。しかしながら老朽化し修繕が必要な施設もあることから、順次建てかえすべきであるがどうかとして質疑がありました。

さらに、現在パラリンピックが行われており、すばらしい感動を与えていただいているが、障がい者のスポーツ振興についてはどのように考えているかとしていただきました。

歳入では、臨時財政対策債の償還については地方交付税の中で措置されるのか、また市民要望に対する財政の考え方、市民生活優先の部分での財政運営についてどのように考えているかとして質疑がありました。

また、本市の原付自転車のナンバープレートを特色あるものに見直してはどうかとしていただきました。

さらに、ふるさと納税について、新庄市は1万円以上の寄附で二、三人分の山形牛を贈っており、白鷹町では同じく1万円以上の寄附で米沢牛を送り、人気を呼んでいる。本市では5,000円以上の寄附で、しおり、フレーム入りの感謝状、イベント情報1年分を贈っているが、PRにもなることから地元名産品である米沢牛を贈るようにしてほしいがどうかとして質疑がありました。

以上が議第12号平成26年度米沢市一般会計予算に対する審査の経過の中でありました質疑、要望

等の主なものであります。

採決に当たっては、異議がありましたので挙手による採決を行った結果、議第12号は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決まりました。

続いて、特別会計及び企業会計予算について御報告申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計では、脳ドック検査費の助成について、対象年齢は5歳刻みとなっているが、幅を2歳刻みにすべきであると思うかどうかとして質疑がありました。

また、以前から債権回収は一本化を図るべきと提言しているが、これは重複する滞納の種類ごとに債務者を訪問しないようにするためにも必要であり、検討していただきたいとして要望がありました。

後期高齢者医療費特別会計では、新年度、新たに70歳になられる方の国民健康保険の負担が段階的に1割から2割になるようだが、市民への周知の方法はどのように考えているかとしてただされるとともに、その手続、徴収方法について質疑がありました。

介護保険事業勘定特別会計では、現在国において介護保険制度の見直しが行われており、平成27年度から要支援認定の方に対する訪問、通所介護を地域支援事業に移行させ、またボランティア等によるサービスを導入する方向であるが、このことにより認知症の方については症状が悪化する心配があるかどうかとして質疑がありました。

また、介護認定審査会委員の研修は行われているかとして質疑があり、また審査会においてランクが決まるまでの判断に差が出ないようにお願いしたいとして要望がありました。

さらに、包括支援センターを平成26年度に1カ所ふやして5カ所にするが、しばらくはこの5カ所に対応できるのかとしてただされたほか、各センターで対応する人口が一定していないので平均化するようにやっていただきたいとの要望がありました。

このほか、認知症サポーターの対象者数と事業内容について質疑がありました。

また、高齢者見守り支援事業については、定期的に訪問することで安否を確認する重要な事業であるが、具体的にどのような対応がなされているかとしてただされました。

水道事業会計では、小野川地区における未給水地区の整備についてはどのように考えているかとして質疑がありました。

市立病院事業会計では、末期がん、終末期の医療、緩和ケアについての状況と今後の取り組みはどうかとして質疑がありました。

また、市立病院の女性医師に対し施設等における配慮はなされているかとしてただされました。

さらに、消費税増税になると市立病院の負担が7,000万円増になるとのことだが、平成26年度の診療報酬が改定されたことによる病院経営の見通しはどうかとして質疑がありました。

このほか、外来棟、管理棟の修繕費として2,000万円が計上されているが、どのような修繕が行われているのかとして質疑がありました。

また、市立病院の建てかえにおいて、病床数を減らす計画が示されているが、これは将来的な患者数を予想しての対応かとしてただされるとともに、患者のストレスやプライバシー等を考慮して、1床当たりの面積を広くしてほしいとの要望がありました。

以上が平成26年度特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑、要望等の主なものであります。

次に、審査結果についてであります。議第13号平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第14号平成26年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第15号平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案3件につきましては、異議がありましたので挙手による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第16号平成26年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第24号平成26年度米沢市立病院事業会計予算までの議案9件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第29号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第9号）について御報告申し上げます。

第8款土木費では、除雪費については、その時々に応じた補正はやむを得ないが、過去5年間の平均等により実情に合った額を計上してはどうかとして質疑がありました。

また、除雪費については、特別交付税等で補填する考えがあつてしかるべきと考えるが、特別交付税の見込みはどうかとしていただきました。

以上が議第29号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第9号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望等の主なものであります。

議第29号については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要とその結果であります。

以上、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第12号に対し6番山村明議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。6番山村明議員。

〔6番山村 明議員登壇〕

○6番（山村 明議員） 政鱗会を代表して反対討論を行います。

平成26年度一般会計予算、都市再生整備計画事業の新文化複合施設整備事業について、これから米沢市にとって必要な公共施設はどんなものがあるのかといえ、市立病院の管理棟、外来棟の建てかえ、高速道路がつながることに合わせて道の駅、中学校の再編による南地区中学校と、大

型の箱物整備をしていかなければなりません。人口が減少し厳しくなる将来の財政予測の中で、新文化複合施設の建設がこのようなものと比べて早く優先してつくられるべきものではありません。殊に、米沢市立病院の外来棟は建築後48年で、ぼろぼろです。毎年2,000万円の修繕費をかけてもたせている状況です。すぐにでも改築しなければなりません。

加えて、団塊の世代が、もう65歳になりました。団塊世代が前期高齢者となり、これから医者と病院のお世話になることが待ったなしの状況です。団塊世代が高齢者の仲間入りをされ、市立病院の健康診断、検査、治療、手術、入院といろいろとかかわるわけで、市民の命と健康を守る拠点となっている市立病院の存在と重要度を市長は認識していないのではないのでしょうか。

開業医の多くは、患者に精密な検査をしなければならぬときは市立病院を初めとする大きな病院に紹介して、高度医療機器で見てもらうという図式なのですから、市立病院の建てかえと充実が緊急な課題です。

今回の事の始まりは、民間の他人の土地に米沢市の新図書館を建てるという議案が出されて、米沢市議会も多く議員がだまされて、この議案が通ってしまいました。用地取得もせずに、土地、ビルの所有者と譲り受けることの口約束だけで進めてきたのが大間違いだったのではないのでしょうか。テナントのたな子が出ていかなくなり、今もって裁判で係争中であり、裁判の先行きは全く見通しの立たない状況であります。

その民間ビルに入っているテナントの本社を米沢市長が社長に面会の約束を取りつけるために訪ねたとのことですが、その社長は、交渉相手のビルの大家となら会いもするでしょうが、第三者の立場の米沢市長と会う理由は全くないので、門前払いされるのは当然なわけです。なのに上京して訪問された市長の行動は、全く理解できません。

このように不可解なことの連続の上に、平成23年8月のプロポーザル時点で20億円だった予算が4たびの増額で補正予算を出して変更されてきました。このうち2月5日は否決されましたが、今回で27億6,000万円に膨れ上がっているのです。国からの補助金でやるので年度期限内につくらないといけないので早く急いで建てなければならぬとたびたび言っていたのに、最初の議案が出された平成24年3月からもう丸2年もたってしまったのに、まだ基礎工事も着工されていない。こんなに時間におくれが生じて、大丈夫だったとはどういうことでしょう。

一連の議案は、本議会では2票差、3票差の綱渡りで、僅差で可決されてきましたが、2月5日の臨時議会では、ついに1票差で否決されてしまいました。そして、市長給与の2度にわたる減額議案が出されました。

平成24年6月には、議会と市の広報誌で、大家とテナントの権利関係を甘く見て失敗したとおわびをし、市長給与を減額されたが、平成25年1月から2月にかけての新文化複合施設建設に係る17地区コミセンでの説明会では、「立ち退きに応じないテナントがあるために」と、原因説明が変わってしまいました。

新文化複合施設建設によって年間20万人の利用者を見込み、市街地活性化を図りますと言っていますが、そんな効果はとても期待できません。私が先ほど述べました市立病院の建てかえをこの地域に移築するならば、にぎわいは戻ると思います。図書館とギャラリーでは20万人にはならないのでしょうか。

立地にしても、飲食店街の中に文化施設をつくるのは、どうも納得いきません。文化施設とは、閑静な、多少緑に囲まれた地域につくられるべきものです。にぎわいが出れば何でもよいのか。米沢市のまちづくりの品格が問われます。

用地取得もせずに最初に建てようとしたビルがだめになった問題、多くの市民の反対を押し切っ

てまちの広場を潰した問題、4たびにわたる工資金額の大幅増額の問題、地下からコンクリート残存物が出てきた問題、議会の議決を受けないで工事発注された問題、2月5日の臨時議会では議案が否決された問題、なぜこんなことが立て続けに起きるのか。それは、天の神の怒りに触れたからではないのか。この問題には天の神様のお許しが出ていないと思います。

我々は市民の代表として行政をチェックするという大きな役割を負っております。この異常な状態を看過するわけにはいきません。新文化複合施設整備事業に反対です。よって、議第12号平成26年度米沢市一般会計予算に反対します。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第12号から議第15号までの議案4件を除く議第16号から議第24号まで及び議第29号の議案10件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第16号から議第24号まで及び議第29号の議案10件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第12号から議第15号までの議案4件について、順次採決いたします。

初めに、議第12号平成26年度米沢市一般会計予算について、起立により採決いたします。

議第12号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第12号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第13号平成26年度米沢市国民健康保険

事業勘定特別会計予算について、起立により採決いたします。

議第13号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第13号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第13号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第14号平成26年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算について、起立により採決いたします。

議第14号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第14号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第14号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第15号平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算について、起立により採決いたします。

議第15号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第15号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第15号は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第23 悪臭問題特別委員会の報告

○島軒純一議長 次に、日程第23、悪臭問題特別委

員会の報告を議題といたします。

この場合、悪臭問題特別委員会における調査の結果について報告を求めます。

悪臭問題特別委員長 2 番相田克平議員。

〔悪臭問題特別委員長 2 番相田克平議員登壇〕

○2 番（相田克平議員） 悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における活動の概要と委員会としての所見について御報告申し上げます。

当委員会は、昨年5月に議会内の役職等改選により新メンバーを加え、おおむね月1回のペースで対策を協議してまいりました。苦情件数や臭気モニターから寄せられた悪臭発生状況の報告を受け、両事業所の状況について確認するとともに、主体的かつ積極的に臭気の低減に取り組み始めた両事業所の姿勢を尊重し、市当局と事業所の信頼関係の構築を重視しながら解決に向けた検討と改善策の提案を重ねてまいりました。

初めに、堆肥製造事業所では、山形県の指導もあり、平成24年10月から原料の受け入れをとめて建物内の堆肥の搬出を進め、製造途中の堆肥の総量を減らす改善計画を実施してきました。その間、搬出用トラックの手配が難しいなどの理由で当初の計画よりも搬出がおくれる傾向にあったことから、委員会では、その状況を注視するとともに、事業所の代表者に申し入れを重ね、昨年11月に計画量の搬出が完了しました。こうした改善措置が講じられた結果、事業所建物内の臭気は大幅に改善され、苦情件数としては、ほばない状況です。

しかしながら、事業所の建物内には現在も製造途中のものも含む1万3,000立米の堆肥が残っていることから、新たな原料の受け入れを認めず、早急に臭気の出ない完熟した堆肥の製品化を進めるように山形県の指導が続いているところです。

委員会としては、事業所側が現在の堆肥製造事業から撤退し、新たに飼料作物を栽培する事業への業態転換を表明していることから、事業所の代表者を訪ねて新たな事業の進捗状況を確認するとともに、情報の収集に努めてまいりました。

代表者からは、堆肥は市外にある関連会社の農場で農作物と飼料作物栽培のために利用したいと考えているが、畑にすき込む時期が限定されることや震災復興の影響から市外への搬出経費が高騰し、費用の捻出に苦慮していることから行政の支援をいただけないものかとの相談がありました。

新事業への転換については、現在、土地の確保に奔走している状況で、東北地方において広大な土地の提供の話が複数あり、準備を進めている段階にあるとお聞きしております。また、それらの土地について、飼料作物を栽培する前に土づくりが必要であることから、事業所で製造した堆肥を使用することにより搬出も進むのではないかと考えているとのことでした。

いずれにしても、事業所で製造した堆肥を使用する考えであり、しばらくは建物内に堆肥が残ることから、脱臭装置の稼働を継続し、維持管理を怠ることなく、近隣への臭気の発生を防ぐことを強くお願いいたしました。

また、ことし5月に産業廃棄物処理業に係る許可の期限が切れますが、現時点で許可の更新手続は行わない旨、事業所代表者から確認をしております。この更新が行われない場合の県当局の対応について置賜総合支庁環境課に確認したところ、期限が切れた後に堆肥化されずに残った堆肥は廃棄物と見なされることから、その後は廃棄物の処分について指導することになるとの見解をいただきました。当委員会としては、事業所の状況を的確に確認しながら、許可の期限が切れる5月以降の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、養豚事業所の現状についてであります。事業所が臭気の総量を減らすことを目的に取り組んだ45%の減産計画は平成24年4月から始まり、昨年2月に達成しており、現在も減産状態は継続されております。その結果、過去に数キロ離れた市街地からも寄せられていた苦情が、事業所近隣に限られた地域にまで限定されてきていることから、その成果は大きいものと考えられます。

しかしながら、事業所側は、このまま減産態勢を続けた状態で経営を維持していくことが困難であることや、南原地区の住民の方々が農場の移転を求めていることなどから、生産規模の回復を目指し、市内での移転を前向きに検討し、現在、具体的な準備を進めているところです。

安部市長は、この養豚事業所の移転の検討に対し、先日の予算特別委員会で次のように述べています。「養豚事業所が進めている移転については、市内での候補地を探している状況であるが、さまざまな課題があり、決まっていない。このことについては、養豚事業所だけの努力で解決すべきものではなく、市としても後押しをしていかなければならないと思っている。国や県の支援もいただく必要があると思っており、実際に農林水産省へ要望にも伺ってきた。また、事業所側は、新たな場所へ移転する場合には、臭気対策はもちろん、豚舎において子供たちが見学しながら食育などについて勉強できるような機会の提供や地域の農家の方々が生産する飼料米を餌として購入することなど、今までにない地域貢献も検討しているようであり、非常に前向きで、よい方向だと考えている。このような事業所の姿勢も大事にして、地域に受け入れられるような移転にしなければならない。現在、移転地は課題があり決まっていないので、市民の皆様、議員の方々から移転先の情報についてお寄せいただき、御協力を賜りたい。さらに、移転後の跡地についてどうするか、行政として協力していくことが移転を早期に進める上で大事なことだと思っている」と答弁しています。

一方、養豚事業所の移転の具体的な検討については、情報を共有する観点から、事業所の代表者、市当局、当委員会の正副委員長が課題の整理や国の支援策について情報収集などを行いながら、移転の実現に向けて意見交換をしております。現在は、新農場の用地確保を最優先事項として、事業所と市当局、当委員会が一体となって取り組んでいるところです。

当委員会としては、これまで積み上げてきた知見から、新たな農場用地の確保に際しては、住宅と一定の距離を確保することが重要であることや、近隣に住宅がある場合でも周囲が高い樹木に囲まれた環境であれば臭気の拡散を抑制する効果が期待できることなど、主に中山間地域で一定の広さの土地を確保した上で、近隣住民と良好な関係を築くとともに地域の発展に寄与する形で進めていくことが不可欠であると認識しており、市民の皆様からの候補地などの情報提供に期待をしているところです。

当委員会は、平成20年12月定例会において初めて設置され、早いもので5年以上が経過しております。この間、両事業所に悪臭問題の解決に向けた主体的意識が生まれ、事業所の決断により実施されてきた取り組みが苦情件数の大幅な減少につながったことは大きな成果であります。

堆肥製造事業所に係る苦情件数は、平成24年度の実績で66件でしたが、今年度は3月10日現在の集計によれば5件であり、また養豚事業所については、24年度の実績で151件でしたが、今年度は86件であります。特に、ことしに入ってから3カ月では、堆肥製造事業所に対する苦情はいただいております。養豚事業所については6件であることから、苦情はさらに減少しております。このようなことから、当委員会としては、悪臭問題の全面解決まであと一歩のところまで来たものと感じております。

しかしながら、両事業所の近隣にお住まいの方々の「臭気を気にせずに住みたい」との思いは切実であり、その思いに一日でも早く応えていかなければなりません。

また、一方では、現在の両事業所の臭気対策についてのさまざまな取り組みは、みずから厳しい経営環境を強いている状況でもあることから、今後も両事業所が安定した経営の中で悪臭問題の解決に向けた業態転換や移転が実現するように注視していく必要があると考えております。

今後も南原地区自然環境保全推進協議会の皆様や市当局、関係機関と連携を図りながら、委員会として引き続き悪臭問題の解決に向けて努力してまいりますので、市民の皆様、議員各位に御協力と御理解をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの悪臭問題特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

本件は、特別委員会における調査の結果についての報告でありますので、御了承願います。

.....

日程第24 発議第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行することに反対する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第24、発議第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行することに反対する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者22番高橋義和議員。

〔22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） ただいま上程になりました発議第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行することに反対する意見書の提出についてであります。本案は、先ほどの陳情の一部採択に基づき、政府に対して意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第1号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり決まりました。

.....

日程第25 発議第2号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第25、発議第2号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） ただいま上程になりました発議第2号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてであります、本案は、観光産業、農林水産業など幅広い産業への悪影響を考慮し、免税軽油制度を継続するよう求め、意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第2号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、原案のとおり決まりました。

.....

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る2月25日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。28日間にわた

る会期中、提出いたしました案件につきましては終始真剣な御審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映してゆきたいと考えております。

さて、本定例会の会期中に東日本大震災から3年目となる日を迎えました。本市に避難されている方を含め、自宅に戻れず、よその土地での生活を余儀なくされている方が全国におよそ26万7,000人もおられます。3年たったとはいえ、東日本大震災はまだ終わっていないのです。このことから、本市では避難者への支援を継続するとともに、市民の安全を守るべく、平成26年度予算において防災行政無線整備事業の予算案を提出し、御承認いただきました。

また、新文化複合施設建設工事に関連する予算案も御承認いただきましたので、中心市街地の活性化はもとより、まちづくりは人づくりの理念のもと、今後も人を育てる環境づくりを推進してゆきます。

市政運営方針でも申し上げましたとおり、これからも経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまちづくりを目指していきますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

お彼岸の明けを迎えましたが、まだ朝晩の寒さが厳しい折、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、平成26年3月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。